１　はじめに

避難所では、新型コロナウイルス感染症患者の治療・療養を行うことはありません。災害時においても、平時と同じように新型コロナウイルス感染症をはじめとする病気を発症した方の治療は医療機関で行います。

この「避難所運営マニュアル　新型コロナウイルス感染症対策編」は、避難所における新型コロナウイルス感染症の予防の方法を定めたものです。

また、避難所が開設されるような大規模な災害時には、多くの負傷者が発生することが予想でき、避難所で体調不良者が発生した場合、医療機関までの搬送が遅れてしまうことが想定されますので、搬送できるまで適切に対応する必要があります。さらに、万が一、避難者が発症してしまった場合に、感染拡大を最小限にとどめるためには、日常的な対策が重要です。

本編を基に、各避難所運営協議会における感染症対策の検討及び実施をしていただきますようにお願いいたします。